

広島県屋外広告物に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

#### 広島県規則第十一号

##### 広島県屋外広告物に関する規則の一部を改正する規則

広島県屋外広告物に関する規則（昭和三十九年広島県規則第七十六号）の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項第一号中「六時間」を「三時間」に改め、同項第二号中「四時間」を「三時間」に改め、同項第三号中「八時間」を「四時間」に改める。

##### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。